

市議第 2 号

各務原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び各務原市議会会議規則（昭和 46 年議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 28 日提出

提案者	各務原市議会議員	塚 原 甫
賛成者	〃	小 島 博 彦
賛成者	〃	黒 田 昌 弘
賛成者	〃	古 川 明 美
賛成者	〃	瀬 川 利 生
賛成者	〃	池 戸 一 成

提案理由

刑法等の一部改正に伴い、令和 7 年 6 月から懲役及び禁錮が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、条例中「懲役」の用語を「拘禁刑」に改めるとともに、令和 7 年 4 月から施行される番号利用法の改正に伴い生じる引用条文の項ずれに対応するため、この条例の一部を改正しようとする。

各務原市議会議長 川 嶋 一 生 様

各務原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

各務原市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報の」を「個人情報等の」に改める。

第２条第４項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下「」を「第３項において「」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３条から第５５条までの改正規定及び次項の規定は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。